

## 9月定例会

### 公文書公開から情報公開に

#### 厳格な条例の運用などを要望

平成十三年九月定例会は、九月五日に開会し、九月二十一日までの十七日間にわたって審議を行いました。今定例会では、九名の議員が一般質問を行い、市長から提出された鎌倉市情報公開条例の制定議案など全部で十一件の議案を審議しました。その結果、九議案を可決、市道路線の廃止議案及び認定議案については、八路線の廃止を可決（二路線は継続審査）、七路線の認定を可決（二路線は継続審査）しました。また、議員から提出されたテロ行為の根絶を目指し世界恒久平和の確立を誓うことに関する決議案及び早急なる狂牛病対策を求めることに関する意見書提出議案を可決しました。このほか、陳情一件を採択、一件を不採択としました。

なお、定例会前の八月二十四日に議会全員協議会を開催し、「鎌倉市土地開発公社経営健全化計画について」の報告を受けました。

今定例会に市長から、現行の鎌倉市公文書公開条例を見直し、新たに鎌倉市情報公開条例として制定するための議案が提出されました。

【これまでの議会での取り組み】  
本市では、平成六年に鎌倉市公文書公開条例が施行され、これまで運用されてきました。この間、社会情勢は大きく変化し、市政への市民参画の進展や市政運営の透明性を求める市民意識の高まりに伴い、市が保有する情報の一層の公開が求め

られている中、本市議会では、平成十二年九月定例会において、鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議を全会一致で議決していました。

【拡充される主な内容】  
今回提案された条例により、現行の公文書公開制度が拡充される主な内容は、①条例の名称を改めるとともに「知る権利」を明記②電磁的記録を公開対象に追加③公開請求権者の限定を解除し、「何人も」に拡大④非公開事由に該当する場合を除いて、

公開を義務化⑤情報の存否の応答を拒否できる旨を規定（※文末参照）⑥出資法人等の情報公開の推進、などです。

【審査内容と結果】  
九月六日の本会議で、本条例制定の提案理由の説明がされた後、議員から情報の存否の応答拒否の規定を個人情報に限定せずに設けた理由について、質疑が行われました。質疑後、総務常任委員会に本議案の審査を付託しました。

九月十三日に開催された総務

常任委員会では、改正内容に決議趣旨が反映されているか、国における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行などに見られる情報公開制度進展への対応が十分であるかなどの観点から審査を行いました。担当課への質疑終了後、今後の運用に対して意見を付することとし、採決の結果、全会一致で原案を可決しました。

九月二十一日の本会議において、総務常任委員会での審査結果の報告後、採決に入り、議員の賛成で原案を可決しました。

【意見の内容】  
本条例の制定に当たり、鎌倉市公文書公開運営審議会において議決された内容について

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 議決した決議……………1面
- 一般質問……………2・3面
- 議決した議案……………4面
- 議決した意見書・陳情…4面
- 全員協議会……………4面

十分な論議が行われたことは評価するところですが、決議で求めたにもかかわらず、今回の条例化に盛り込まれなかった不服申し立てに関する審査の期間に一定の限度を設けることについては、不服申立人の利益を損なうことのないよう、運用の中でできる限り速やかに処理できるように実施機関として一層の取り組みを図ること、また、行政文書の存否に関する情報の取り扱いを定めた第九条については、非公開情報の範囲を含めてできるだけ厳格な運用に努めることを要望します。

※情報の存否の応答拒否：公開請求に係る行政文書の存在を明らかにするだけで、保護される利益が害される場合に、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること。（例えば、A氏の福祉関係の貸付金申請書の公開を求められた場合、書類は存在するが公開できないと回答すれば、A氏が貸付金の申請を行っている事実が想定されプライバシーが害されます）

### 補正予算を可決 小・中学校の安全対策など

今定例会に、市長から一般会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算が提出されました。議決の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

◆一般会計補正予算  
補正予算は歳入歳出いずれも九千九百四十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十五億五千円となります。

◆介護保険事業特別会計補正予算  
補正予算は歳入歳出いずれも九千七百五十万円を追加するもので、補正後の総額は六十八億三千五百五十万円となります。

◆歳入の内容は、寄附金及び繰入金などの追加です。

◆歳出の内容は、自然環境調査を平成十四年度まで延長するため、債務負担行為の設定を行うものなどです。

◆歳入の追加  
事業に要する経費の追加。  
土木費：準用河川神戸川の護岸修繕工事に要する経費の追加。  
教育費：小・中学校の安全対策に係る正門・フェンス等の修繕及びインターホン等の設置に要する経費などの追加。  
また、歳入の内容は、寄附金及び繰入金などの追加です。

◆歳出の追加  
このほかに、自然環境調査を平成十四年度まで延長するため、債務負担行為の設定を行うものなどです。

◆歳入の追加  
事業に要する経費の追加。  
土木費：準用河川神戸川の護岸修繕工事に要する経費の追加。  
教育費：小・中学校の安全対策に係る正門・フェンス等の修繕及びインターホン等の設置に要する経費などの追加。  
また、歳入の内容は、寄附金及び繰入金などの追加です。

◆歳出の追加  
このほかに、自然環境調査を平成十四年度まで延長するため、債務負担行為の設定を行うものなどです。

◆歳入の追加  
事業に要する経費の追加。  
土木費：準用河川神戸川の護岸修繕工事に要する経費の追加。  
教育費：小・中学校の安全対策に係る正門・フェンス等の修繕及びインターホン等の設置に要する経費などの追加。  
また、歳入の内容は、寄附金及び繰入金などの追加です。

◆歳出の追加  
このほかに、自然環境調査を平成十四年度まで延長するため、債務負担行為の設定を行うものなどです。

### 天神山緑地の保全 土地取得議案を可決

今定例会に不動産を取得するための議案が提出されました（仮称）天神山緑地の用地を取得しようとするもので、土地の所在は鎌倉市山崎字宮廻七五番イ、地目は原野、現況山林で、面積は五千九百五十平方メートル、取得価格は二億六千四百六十五万五千円です。なお、買取価格については、鎌倉市市有財産評価審査会に諮問し、答申を得たものとしてい



保全が進む（仮称）天神山緑地

（仮称）天神山緑地の用地の取得状況は四一・六％となるというものです。

議決では、今回の取得が、自然的景観の保全を目的として平成四年度から取得を開始している（仮称）天神山緑地の一部を引き続き取得しようとするものであることから本件を要請とし、総員の賛成で原案を可決しました。

請願・陳情の提出について

請願・陳情の提出はいつでもできますが、本市議会では各定例会での請願・陳情の審査に当たり次のとおり受付期限を設けましたので、お知らせします。

受付期限：各定例会の開会日の前日

12月定例会は、12月5日(水)に開会予定です。

受付期限内に提出された請願・陳情は、その定例会で審査されます。

上記の受付期限を過ぎて提出されたものは、原則として、次回定例会での審査となります。



# 可決した案 財産の無償譲渡 物件供給契約など

今定例会に市長から工事請負契約の変更、財産の無償譲渡、物件供給契約の締結についての議案三件が提出されました。議案では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

変更内容は本年六月定例会で議決後の契約金額一億八千八百二十三万三千五百円に一千四百六十五万六千五百円を増額し、二億二百八十八万四千五百円にしようとするものです。

## ◎公共下水道(汚水)築造工事(手広第一汚水幹線第一区)の変更

平成十二年六月定例会において議案第八号で、更に平成十三年六月定例会において議案第十号で議決した工事請負契約の契約金額を変更しようとするものです。変更の理由は手広交差点横断箇所において推進工事を施工中に転石と想定される障害物

## ◎財産の無償譲渡

平成十三年一月一日付で神奈川県から本市に無償譲渡された旧県立鎌倉老人ホームの建物等を社会福祉法人清和会に無償譲渡しようとするものです。建物等の所在地は鎌倉市坂ノ下三三八番、規模は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上三階一部四階建て、延べ床面積二千九百三十一・四六平方メートル、その他工作物及び立木で建物等の評価額は一億七千八百三十三万四千五百円です。今回の無償譲渡が新たな特別養護老人ホーム等の整備に寄与するものであることから本件を妥当としたものです。

## ◇無償譲渡の経過

県立鎌倉老人ホームは平成九年度に神奈川県行政改革の取り組みの中で平成十二年度末をもって施設を閉鎖する方針が示されました。これを受け、跡地利用について県と本市の間で協議を行った結果、市へ無償貸し付けし、社会福祉法人の運営す

る高齢者福祉施設の整備を図ることを柱とする覚書を平成十年四月十日付けで締結しました。覚書の具体化を図るため、鎌倉老人ホーム跡地利用協議会を設置し、法人の選考方法について県と協議を重ねた中、公平性・透明性の確保を図る観点から市内で福祉施設を運営する法人を対象に公募を行い、選考委員会を設置し、選考しました。その結果、社会福祉法人清和会が選考されたものです。

◎高規格救急自動車の購入契約  
平成五年度に購入した高規格救急自動車の耐用年数の経過に伴う更新で、引き続き救急業務の高度化に対応しようとするものです。

契約の相手方は日産プリンス神奈川販売株式会社法人営業部で契約金額は二千七百三十六万五千円です。

なお、納入期限は本年十一月三十日としています。



上：高規格救急自動車の内部  
下：配備予定の鎌倉消防署



# 可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では以下の意見書を9月21日に可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣ほか関係省庁あて送付しました。

## 早急なる狂牛病対策を求めることに関する意見書

農林水産省は本年9月10日、千葉県内の酪農場で狂牛病に感染した疑いのある乳牛を確認したとの発表を行った。狂牛病は英国で1986年ごろから発病が報告され、大発生した後、欧州各国でも発病が確認され、人体への感染のおそれから、畜産業者・酪農業者にも大打撃を与え大問題となっている。これまで農林水産省が日本での狂牛病発生の可能性は低いと判断し、十分な対策を講じなかったこと責任は重大である。

今回確認されたのは北海道産の牛であり、狂牛病に汚染された肉骨粉を含む外国産の飼料を通じての感染が疑われている。狂牛病は潜伏期間が2年から8年と長いため、感染経路の特定が難しく、ほかにも同様な感染牛がいるのではないかとその拡大が憂慮されるところである。

飼料・飼育方法の徹底した調査を行い、原因を究明するとともに、飼料の流通経路を追跡調査し、ほかの牛の感染の有無を潜伏期間も含めて検査確認すること、またその結果を速やかに公表することが求められている。特に牛乳は学校給食で、また、牛肉はファストフードなどで多用されており、その影響ははかり知れないものがある。食肉や乳製品の安全性を確認することで、国産の食肉・乳製品に対する消費者の信頼を回復することが何より重要である。

農林水産省並びに厚生労働省は上記対策を早急に講じ、狂牛病の拡大を最小限に抑えること、また、正確な情報を提供することにより、消費者の不安を取り除くなど、速やかに対処することを強く要望する。

## 市道路線 廃止・認定

今定例会に市道路線の廃止及び認定に関する議案が提出されました。議案では各路線ごとに採決を行い、その結果は次のとおりです。

### ◇市道路線の廃止

雪ノ下五丁目四七二番一丁目二地先から同所四六七番一丁目一地先に至る路線ほか四路線は現在一般の通行の用に供されていないため道路法の規定に基づき廃止しようとするもので、このうち雪ノ下三丁目四六六番七地先から同所四六三番地先に至る路線は多数で、その他は総員により原案を可決しました。

### ◇市道路線の認定

腰越五丁目六四四番九地先から同所三一一番四地先に至る路線は一般の通行の用に供されているため、また、腰越五丁目六七三番二〇地先から同所六七四番七地先に至る路線ほか四路線は都市計画法に基づく開発行為に伴い築造された道路であり、一般の通行の用に供するため道路法の規定に基づき認定しようとするもので総員の賛成で原案を可決しました。

また、七里方浜五丁目一三三二番一〇六地先から同所一三三二番一六地先に至る路線は都市計画法に基づく開発行為に伴い築造及び整備された道路で、道路法の規定に基づき認定しようとするもので、この路線については、当該地の開発事業に関

## 土地開発公社 健全化計画を報告

## 全協を開催

今定例会前の八月二十四日に議会全員協議会を開催し、市から「鎌倉市土地開発公社経営健全化計画」について報告を受けました。土地開発公社(以下、公社)は地域の秩序ある整備を図るために必要な公共用地を地方公共団体に代わって先行取得等を行う特殊法人で、本市では昭和四十九年に設立されました。

【報告概要】  
国は「公社の経営健全化計画」を策定し、県知事の指定を受けた市町村を支援する制度を創設しており、本市は対象となる基準の内の「保有期間が五年以上の土地の簿価総額が標準財政規模の〇・二以上ある団体」に該当(平成十一年度末で簿価総額は約百七億円で標準財政規模の〇・二九)していました。

本市の公社も経営環境が厳しさを増していることから、この制度を積極的に活用することとし、計画を策定しました。本市の場合、公社保有用地すべての用途が明確であることから比較的円滑に策定できたこと、県知事に提出後、本年五月七日付けで「土地開発公社経営健全化団体」に指定されたこと、指定により起債条件の緩和や資金調達にかかる利子相当額(上限二%)について特別交付税措置などの支援を受けられること、計画では期間を平成十三年度から十七年度までの五年間とし、基本方針推進体制、年度別の公社保有用地の取得処分・保有計画を提示し、平成十三年度の保有額百三十一億二千二百万円を平成十七年度までに六十一億九千四百万円に圧縮するとしています。このほか債務保証等の対象土地の詳細処分計画、その他の経営健全化のための具体的措置、設立・出資団体(鎌倉市)による支援措置、用地取得依頼手続きの改善、達成すべき経営目標の目標値を示しました。

説明終了後、議員から土地開発基金活用に市からの考え、経営健全化団体に指定されたことへの反省、この計画を策定するに当たり、早期の事業目的達成の観点から議論がなされたかなどについて質疑が行われました。

今定例会に市道路線の廃止及び認定に関する議案が提出されました。議案では各路線ごとに採決を行い、その結果は次のとおりです。

雪ノ下五丁目四七二番一丁目二地先から同所四六七番一丁目一地先に至る路線ほか四路線は現在一般の通行の用に供されていないため道路法の規定に基づき廃止しようとするもので、このうち雪ノ下三丁目四六六番七地先から同所四六三番地先に至る路線は多数で、その他は総員により原案を可決しました。

腰越五丁目六四四番九地先から同所三一一番四地先に至る路線は一般の通行の用に供されているため、また、腰越五丁目六七三番二〇地先から同所六七四番七地先に至る路線ほか四路線は都市計画法に基づく開発行為に伴い築造された道路であり、一般の通行の用に供するため道路法の規定に基づき認定しようとするもので総員の賛成で原案を可決しました。

また、七里方浜五丁目一三三二番一〇六地先から同所一三三二番一六地先に至る路線は都市計画法に基づく開発行為に伴い築造及び整備された道路で、道路法の規定に基づき認定しようとするもので、この路線については、当該地の開発事業に関

## 議決した陳情

【採択した陳情】  
◇植木小学校区の子どもの家の早期開設と新年度当初から開設までの間、余裕教室などを利用した留守家庭児童受け入れの暫定措置を講じることを求めることについての陳情

陳情の要旨は植木小学校区の子どもの家は平成十四年度設計、平成十五年建設・開設の計画であるが計画年度の前倒しを図り、早期開設を強く望むとともに、来年度たまなわ子どもの家に入所希望が集中することが懸念されることから植木小学校の余裕教室を利用するなど暫定的な受け入れ措置を講じるよう議会

の尽力を願いたいというもので、議員の賛成で採択しました。

【不採択とした陳情】  
◇鎌倉市スポーツ施設及び公民館等の文化施設使用料の減免についての陳情

陳情の要旨は、本年七月一日から使用料の減免措置の見直しが行われたことに伴い、鎌倉市ダンス協会に加盟するサークルも全額負担となりサークルの維持・運営が困難となっており、七月一日以前と同様減免扱いとするよう議会の尽力を願いたいというもので、多数により不採択となりました。

## 編集後記

市内のたんぼの稲刈りも終わり、柿の実も色づき始めました。しかし世界中の多くの人々が国際平和という果実を期待したはずの二十一世紀はテロと狂牛病という人間の愚かさが露呈した悲しい事件で始まってしまいました。

これに対し本市議会は平和を願う決議と狂牛病対策の意見書を提出することを決めました。(一・四面に掲載)

人間は属している国や宗教、組織の一員である以前に一個

人であることを時として忘れてしまい、想像力を停止させ、人殺しをも正義に変えてしまうことがあります。

議会だよりでは新しく選ばれた市長や議員が一市民であることを忘れずに活動しているかどうかをご覧いただきたく思います、よりわかりやすい紙面づくりを目指しています。ぜひ、ご期待ください。

議会広報委員会

委員長 中村聡一郎  
副委員長 三輪裕美子  
委員 大石 和久  
委員 高橋 浩司  
委員 小田嶋敏浩